

提案地方公共団体からのヒアリング(説明資料)

平成27年7月16日

栃木県総合政策部地域振興課

1 提案事項

都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更

2 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議(※)を廃止し、事後報告へ変更する。

(※) 国土利用計画法第9条第14項

3 制度改正の必要性

国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画(計画書・計画図)の変更は、国と協議を要することとされている。

計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要若しくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとなっている。

地方の自主性・主体性を尊重し、地方の責任による計画策定(変更)とするために、協議事項とせず、事後報告事項とすべきである。

特に、平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整したことはなく、形式的なものとなっている。また、今後は、太陽光発電事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想され、事務負担の軽減の観点からも協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。

4 支障事例等

【森林地域の縮小】

知事の林地開発許可後に林地以外のものに転用されたことを確認して手続きを行うものであり、国土利用計画法に基づく国土交通省との協議は、形骸化している。

【農業地域の変更】

- ・市街化区域の編入を伴わない場合

農水省(地方農政局)との事前調整、協議は不要とされている。

- ・市街化区域の編入を伴う場合

農政部局と都市計画部局で農水省(地方農政局)と事前に農林調整を行っている。(※)

※農林調整終了後、都市計画部局は、国土交通省(地方整備局)との事前協議を通じて国の関係省庁と調整を行っている。

以上のように、農業地域の変更についても、国土利用計画法に基づく国土交通省との協議は形骸化している。

【その他】

自然公園区域、自然環境保全地域の設定(変更)については、環境省との事前調整を行っているため、協議は不要と考えられる。